

住民基本台帳カード等により本人確認を行う際の「券面事項等表示ソフトウェア」の活用について

- 写真付き住民基本台帳カード及び運転免許証（ＩＣチップが格納されたものに限る。）（以下「住基カード等」という。）については、偽変造防止対策として、記載された氏名、生年月日、男女の別（運転免許証を除く。）、住所（運転免許証については、平成２４年４月１日以降に交付等されたものに限る。）、有効期間及び写真をＩＣチップ内部に記録し、券面事項等表示ソフトウェアにより記録された内容を確認できるようにする等の措置が講じられています。
- 今般、総務省では、偽造された住基カード等の判別を容易にするため、「住民基本台帳カード総合情報サイト」（<http://juki-card.com/>）において、券面事項等表示ソフトウェアがどの機関であっても無料でダウンロードできるように公開しています。住基カード等の提示を受けることにより本人確認を行う場合には、当該ソフトウェアを御活用ください。

当該ソフトウェアは、写真付き住民基本台帳カードであれば、券面に表示されている有効期間と生年月日を入力することにより、運転免許証であれば、暗証番号を入力することにより、画面に券面事項が表示されますので、券面が偽造されているか否かを簡易に確認できます。
- なお、当該ソフトウェアの導入に際しては、住基カード等のＩＣチップを読み取るカードリーダーが必要となります（概ね２～３千円程度です。）。

詳細については、「住民基本台帳カード総合情報サイト」で公開している「券面事項等表示ソフトウェアLite_np 版 利用マニュアル」をご覧ください。

【本件問合せ先】

<運転免許証関係>

警察庁交通局運転免許課 波多野（03-3581-0141）

<写真付き住民基本台帳カード関係>

総務省自治行政局住民制度課 原田（03-5253-5111）